国民健康保険税の税率等の改正について

令和２年度の国民健康保険税について、税率を【表１】、軽減判定所得を【表２】のとおり改正しましたので、お知らせします。

【表１】（国保税率の改正内容）

区　分		医療分・後期高齢者支援金分		介護分（40歳～64歳のみ）	
		令和２年度	令和元年度	**令和２年度**	令和元年度
課税限度額		**82万円**	80万円	**17万円**	16万円
税率	①所得割	**7.70%**	8.10%	**1.90%**	2.00%
	②均等割	**24,800円**	26,700円	**8,300円**	8,500円
	③平等割	**18,800円**	20,200円	**4,200円**	4,500円

【表２】（軽減判定所得の改正内容）

区分	**令和２年度**	令和元年度
７割軽減	**33万円以下**	33万円以下
５割軽減	**33万円＋28万5千円×（被保険者数）**	33万円＋28万円×（被保険者数）
２割軽減	**33万円＋52万円×（被保険者数）**	33万円＋51万円×（被保険者数）

●**問い合わせ先**　税務町民課　税務グループ　☎62-2114

高齢受給者証・後期高齢者被保険者証を更新します

国民健康保険に加入している 70 歳～ 74 歳の方に交付している「高齢受給者証」、後期高齢者医療保険に加入している方に交付している「後期高齢者医療被保険者証」が８月１日に更新となります。

新しい「受給者証」または「被保険者証」は７月下旬に郵送します。８月１日以降に医療機関等を受診する際には、必ず新しい「受給者証」、「被保険者証」を提示してください。

なお、有効期限切れとなった「受給者証」、「被保険者証」は税務町民課までお持ちください。

●**問い合わせ先**　税務町民課　町民グループ　☎62-2112

【後期高齢者医療保険】新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給、保険料の徴収猶予の特例について

１．傷病手当金の支給

給与の支払いを受けている被保険者が、当感染症により給与の支払いを受けられなかった場合に支給されます。

（１）対象要件

給与の支払いを受けている被保険者で、就労を予定していたが、当感染症の感染または感染の疑いにより、連続して３日を経過した日から、労務に服することができなかった期間がある方

（２）支給額

１日当たりの支給額×３分の２×日数

（上記の３日を経過した日から、労務に服することができなかった日数）

（３）対象期間

令和２年１月１日～９月 30 日

２．保険料の徴収猶予の特例

主たる生計維持者の事業等に係る収入に、相当の減少がある世帯に属する被保険者の方は、１年間保険料の徴収猶予を受けることができます。

（１）対象要件

当感染症の影響により、令和２年２月以後において、主たる生計維持者の事業、不動産、山林または給与収入のいずれかが令和元年同期に比べて20%以上減少していること

（２）対象保険料

普通徴収の納期限（特別徴収の場合は対象年金給付の支払日）が令和２年２月１日から令和３年１月 31 日のもの

（３）申請期限

保険料の納期限日（ただし、納期限が令和２年２月１日～令和２年６月 30 日までの保険料は令和２年７月 27 日）

●**問い合わせ先**　税務町民課　町民グループ　☎62-2112

新型コロナウイルス感染症に係る各種保険税（料）の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について減免を受けることができます。

【対象要件】※各保険税（料）共通

①当感染症に感染した主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方　⇒　全額減免

②当感染症により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で以下の全てに該当　⇒　一部を減免

（ア）令和２年の事業収入等のうち、いずれかが令和元年に比べて 30%以上減少する見込みであること

（イ）生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得合計額が 400 万円以下であること

（ウ）生計維持者の令和元年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合）

【収入減少による減免額】

次の式により算出した額を減免します。

＜国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合＞

$$\frac{\text{下記の【対象となる保険料（税）】} \times \text{生計維持者の減少見込の令和元年所得額}}{\text{生計維持者及び被保険者の令和元年所得額}} \times \text{【表１】の減免割合}$$

＜介護保険料の場合＞

$$\frac{\text{下記の【対象となる保険料（税）】} \times \text{生計維持者の減少見込の令和元年所得額}}{\text{生計維持者の令和元年所得額}} \times \text{【表２】の減免割合}$$

※生計維持者が事業を廃止したり、失業した場合は全額減免となります。

【表１】
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合

主たる生計維持者の令和元年所得	減免割合
300 万円以下	全額
400 万円以下	8/10
550 万円以下	6/10
750 万円以下	4/10
1,000 万円以下	2/10

【表２】介護保険料の場合

主たる生計維持者の令和元年所得	減免割合
200 万円以下	全額
200 万円超	8/10

【対象となる保険料（税）】

令和元年度及び２年度分の普通徴収の納期限（年金から天引きの場合は対象年金給付の支払日）が、令和２年２月１日～令和３年３月 31 日

【申請方法】申請書及び添付書類を担当窓口に提出

【添付書類】収入申告書（令和２年の収入見込等を記入）、その他、収入の減少がわかる書類

※申請書及び収入申告書の様式は、町ホームページからダウンロードできるほか、担当窓口に設置しています。
　また、ご希望の方には郵送いたしますので、下記担当窓口にお問い合わせください。

※収入減少見込での申請となりますので、令和２年の所得確定後に減免額が変更となる場合があります。

※感染拡大防止のため、申請はなるべく郵送でお願いいたします。

【受付日時】令和２年７月 15 日～令和３年３月 31 日　８時 30 分～ 17 時 15 分（土日祝日を除く）

【申請・問い合わせ先】
・国民健康保険税　⇒　税務町民課 税務グループ　☎62-2114
・後期高齢者医療保険料　⇒　税務町民課 町民グループ　☎62-2112
・介護保険料　⇒　福祉こども課 福祉グループ　☎62-2210

【国民健康保険税】台風 19 号による被災者の方への減免が延長となりました

令和元年台風第 19 号による被災者の方への減免が、令和２年度９月分まで延長となりました。令和元年度対象の方も、改めて申請書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

【申請方法】

申請書を税務町民課に提出（原則郵送）

※令和元年度対象者には、納税通知に申請書を同封しています。令和２年度から対象の方はお問い合わせください。

【受付日時】令和２年７月 15 日～ 10 月 31 日　８時 30 分～ 17 時 15 分（土日祝日を除く）

●**問い合わせ先**　税務町民課　税務グループ　☎62-2114